

定年制職員給与規程

平成28年4月1日

28(規程)第17号

最終改正 令和6年1月1日

令05(規程)第49号

第1章 総則（第1条～第13条）

第2章 給与

第1節 債給（第14条～第19条）

第2節 諸手当（第20条～第45条）

第3章 給与の特例（第46条～第50条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、定年制職員就業規程（28(規程)第6号。以下「就業規程」という。）

第19条及び独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10及び第50条の11の規定に基づき、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）に勤務する定年制職員（以下「職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 職員の給与に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の区分)

第3条 職員の給与は、債給及び諸手当とする。

2 諸手当は、職責手当、初任給調整手当、医師調整手当、診療放射線技師調整手当、専門看護手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、扶養手当、地域調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 前2項の規定にかかわらず、外国において勤務する職員の給与については別に定める。

(重複給与の禁止)

第4条 職員が機構において職を兼ねる場合は、これに対し給与を重複して支給することはできない。

(給与の支給)

第5条 職員の給与は、次条に定めるところにより、職員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨をもって直接職員に支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、職員から申出があった場合において、その者に対する給与の全部又は一部をその者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。
- 3 いかなる給与も、法律又は諸規程に基づかずに職員に対して支給しない。
- 4 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まれない。

(給与からの控除)

第6条 前条第1項で給与から控除する金額は、法令、労働協約又は労基法第24条第1項ただし書に基づく労働者の過半数を代表する者との書面による協定によるものとする。

(給与の支給日等)

第7条 職員の給与（期末手当、勤勉手当を除く。）の支給定日は、毎月17日（その日が就業規程第17条に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。ただし、14日以前となった場合には、18日以後において、最もその日に近い休日でない日。）とし、その月の月額の全額を支給する。

- 2 前項に定める日に支給する給与は、当月分の俸給、職責手当、初任給調整手当、医師調整手当、診療放射線技師調整手当、専門看護手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、扶養手当、地域調整手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、寒冷地手当（第33条に規定する各月に限る。）及び特地勤務手当並びに前月分の特殊勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、夜勤手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当とする。

(職員が死亡した場合の給与の支給)

第8条 職員が死亡した場合の給与は、その遺族に支給することができる。

- 2 支給を受ける遺族は、労基法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条に定めるところによる。

(非常時払)

第9条 職員が、職員又はその収入によって生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給与を請求した場合には、その月の給与の支給日前であっても、請求の日までの給与を第11条に規定する日割計算により支給する。

(給与の減額)

第10条 職員が勤務しないときは、次の各号に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- (1) 職員勤務時間、休憩、休日及び休暇規程（28（規程）第12号）第12条の規定により振替日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した特定年俸制職員にあっては、当該休日に代わる振替日である場合
- (2) 休暇による場合
- (3) その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合

(給与の日割計算等)

第11条 新たに職員となった者には、その日から給与を支給し、昇給、降給等により給与額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給与を支給する。

- 2 職員が退職し、又は解雇されたときは、その日まで給与を支給する。
- 3 職員が死亡したときは、その月まで給与を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により給与を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その職員に支給される俸給、職責手当、初任給調整手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、医師調整手当、特地勤務手当、診療放射線技師調整手当、専門看護手当及び地域調整手当を、その月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

(給与の支給細則)

第12条 給与の支給に関し必要な事項は、給与の支給細則で定めることができる。

(勤務1時間当たりの給与額)

第13条 この規程における勤務1時間当たりの給与額は、俸給、職責手当、初任給調整手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、診療放射線技師調整手当、地域調整手当、特地勤務手当、医師調整手当及び専門看護手当の月額の合計に12を乗じ、毎年4月1日を起算日とする年度の総勤務時間数で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第37条から第38条までに規定する勤務1時間当たりの給与額は、当該勤務が第33条及び第35条に規定する寒冷地手当、特殊勤務手当を支給されることとなる勤務に該当する場合は、当該勤務に係る月額の合計に12を乗じ、毎年4月1日を起算日とする年度の総勤務時間数で除して得た額を前項の規定による額に加算した額とする。

第2章 給与

第1節 傅給

(傅給)

第14条 各職員の受ける傅給は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。ただし、特に困難かつ責任ある専門的科学的職務にある者の傅給は、別に定めることができること。

2 傅給は、月額とし、別表に定める級号俸により支給する。

(傅給表)

第15条 傅給表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 研究職・技術職・事務職傅給表（別表第1）
- (2) 医療職傅給表（一）（別表第2）
- (3) 医療職傅給表（二）（別表第3）
- (4) 医療職傅給表（三）（別表第4）

2 各傅給表の適用範囲は次のとおりとする。

- (1) 研究職・技術職・事務職傅給表は、医療職傅給表（一）、医療職傅給表（二）及び医療職傅給表（三）の適用を受けない職員に適用する。
- (2) 医療職傅給表（一）は、医療業務に従事する医師及び歯科医師である職員に適用する。
- (3) 医療職傅給表（二）は、調剤に従事する薬剤師、栄養管理に従事する栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師及び歯科衛生士である職員に適用する。
- (4) 医療職傅給表（三）は、看護等に従事する看護師及び准看護師である職員に適用する。

3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを傅給表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務内容は、初任給、昇格、昇給等の基準（以下「初任給等基準」という。）により定める。

(初任給)

第16条 新たに前条の傅給表の適用を受ける職員となった者の職務の級及び号俸は、初任給等基準により、その者の能力及び経歴並びに職務、責任の度合等を考慮して決定する。

(昇格・降格等)

第17条 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職務から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職務に移った場合における号俸は、初任給等基準の定めるところにより決定する。

(昇給)

第18条 職員の昇給は、毎年7月1日に、前年4月1日から当該年3月31日までにおけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 前項の規定により職員（次項に該当する職員を除く。）を昇給させるか否か及び、昇給させる場合の昇給の号俸数は、初任給等基準で定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳（初任給等基準で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で初任給等基準で定めるもの）を超える職員の前項の規定による昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて初任給等基準で定める基準に従い決定するものとする。
- 4 職員（初任給等基準で定める職員を除く。）の昇給は、60歳の誕生日の属する年度の翌年度以降は行わない。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号俸を超えて行うことができない。

(予算遵守の原則)

第19条 第17条及び第18条に規定する昇給は、予算を考慮して行わなければならぬ。

第2節 諸手当

(初任給調整手当)

第20条 初任給調整手当は、科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難と認められるもので、新たに採用された職員には、その採用が大学（短期大学を除く。）卒業の日から1年以内、学校教育法に規定する大学院の修士課程及び博士課程終了の日から1年以内に行われたものに対しては、採用の日から1年以内の期間月額1,300円、採用の日から1年を経過した日から1年以内の期間月額700円を初任給調整手当として支給する。

(職責手当)

第21条 職責手当は、部長、次長、課長及びこれらと同等とみなされる職員（以下「管理職員」という。）に対する管理職員手当並びに電気主任技術者及び放射線取扱主任者に指名された職員に対する法定主任者手当とし、職責手当支給細則で定める額を支給する。

- 2 前項に規定するもののほか、職責手当の支給に関し必要な事項は、職責手当支給細則で定める。

(医師調整手当)

第22条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には、当該各号に掲げる額を超えない範囲内の額を、採用の日から40年以内（ただし、第2項該当職員については35年以内）の期間、採用後医師調整手当支給細則に定める期間を経過した日から1年を経過す

るごとにその額を減じて、医師調整手当として支給する。

(1) 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で医師調整手当支給細則において定めるもの。

月額 251, 700 円

(2) 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受ける職員のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする放射線の人体への影響、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療並びに放射線の医学的利用に関する研究開発等に関する業務に従事し、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（ただし、前条第2項の規定に基づき職責手当支給細則第2条1項の規定による管理職員手当区分が1種から3種のものを除く。）で医師調整手当支給細則において定めるもの。

月額 51, 100 円

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により医師調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、医師調整手当を支給する。

3 前2項の規定により医師調整手当の支給される職員の範囲、支給期間及び支給額その他医師調整手当の支給に関し必要な事項は、医師調整手当支給細則で定める。

（診療放射線技師調整手当）

第23条 診療放射線技師調整手当は、医療職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者に支給する。

2 診療放射線技師調整手当の月額は、俸給月額に100分の4を乗じて得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入した額）を支給する。

（専門看護手当）

第24条 専門看護手当は、医療職俸給表（三）の適用を受ける職員のうち、公益社団法人日本看護協会による専門看護師又は認定看護師の認定を受けている者に支給する。

2 専門看護手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額を支給する。

(1) 専門看護師の認定を受けている職員 10, 000 円

(2) 認定看護師の認定を受けている職員 5, 000 円

3 当該職員が月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかったときは、その月の専門看護手当は支給しない。

（主幹研究員手当）

第24条の2 主幹研究員手当は、研究職6級適用職員のうち主幹研究員である者に対し、

月額30,000円を支給する。

(主任研究員手当)

第25条主任研究員手当は、研究職5級適用職員のうち主任研究員である者に対し、月額20,000円を支給する。

(扶養手当)

第26条扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号、第2号の孫、及び第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者等」という。）に係る扶養手当は、研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が9級である者及び医療職俸給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が4级以上であるもの（以下「研・技・事9級職員等」という。）に対しては、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

- (1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫
- (3) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額は、適用する俸給表及び職務の級並びに扶養親族に応じ、下表のとおりとする。

- (1) 研究職・技術職・事務職俸給表適用者

扶養親族 職務の級	前項第2号のうち子（以下「扶養親族たる子」という。）	扶養親族たる配偶者等
7級以下	10,000円	6,500円
8級	10,000円	3,500円
9級	10,000円	不支給

- (2) 医療職俸給表（一）適用者

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる配偶者等
3級以下	10,000円	6,500円
4級以上	10,000円	不支給

- (3) 医療職俸給表（二）適用者

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる配偶者等
7級以下	10,000円	6,500円
8級	10,000円	3,500円

(4) 医療職俸給表（三）適用者

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる配偶者等
7級以下	10,000円	6,500円

- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前3項に規定するもののほか、扶養手当の支給に関し必要な事項は、扶養手当支給細則で定める。

第27条 新たに職員となった者に扶養親族（研・技・事9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、研・技・事9級職員等から研・技・事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を給与担当課長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合（研・技・事9級職員等に扶養親族たる配偶者等たる要件を具備するに至った者がある場合を除く。）
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条2項第2号又は第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び研・技・事9級職員等に扶養親族たる配偶者等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。）
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（研・技・事9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、研・技・事9級職員等から研・技・事9級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研・技・事9級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（研・技・事9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）か

ら開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は解雇された場合若しくは死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は解雇された場合若しくは死亡した日、研・技・事9級職員等以外の職員から研・技・事9級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が研・技・事9級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（研・技・事9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（研・技・事9級職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）で第1項の規定による届出に係るもの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者等及び扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある研・技・事9級職員等が研・技・事9級職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者等で第1項の規定による届出に係るものがある研究職・技術職・事務職俸給表及び医療職俸給表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「研・技・事8級職員等」という。）が研・技・事8級職員等及び研・技・事9級職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で研・技・事9級職員等以外のものが研・技・事9級職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で研・技・事8級職員等及び研・技・事9級職員等以外のものが研・技・事8級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

（地域調整手当）

第28条 次の表に掲げる支給地域に在勤する職員に対し、その職員が受ける俸給の月額、職責手当、初任給調整手当、診療放射線技師調整手当、主幹研究員手当、主任研究員手当及び扶養手当の合計額に、同表に掲げる支給割合を乗じて得た額を支給する。

支給地域	支給割合
千葉・東京地域	100分の9
上記以外の地域	100分の3

2 前項に規定するもののほか、地域調整手当の支給に関し必要な事項は、地域調整手当支給細則で定める。

第29条 医療職俸給表（一）の適用を受ける職員には、当分の間、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、俸給、職責手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の10の割合を乗じて得た月額の地域調整手当を支給する。

（地域調整手当の異動保障）

第30条 第28条第1項に規定する地域調整手当を支給されていた職員が、同項に定める地域以外の地域に異動した場合の地域調整手当に関しては、地域調整手当支給細則で定める。

（住居手当）

第31条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。以下同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料含む。以下同じ。）を支払っている職員（宿舎管理規程（28（規程）第73号）の規定により宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員、公務員宿舎等に入居している職員及びその他住居手当支給細則で定める職員を除く。）
- (2) 第34条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（宿舎管理規程（28（規程）第73号）の規定により貸与された宿舎、公務員宿舎を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして住居手当支給細則で定めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当す

る額

イ 月額 27,000 円以下の家賃を支払っている職員

家賃の月額から 16,000 円を控除した額

ロ 月額 27,000 円を超える家賃を支払っている職員

家賃の月額から 27,000 円を控除した額の 2 分の 1 (その控除した額の 2 分の 1 が 17,000 円を超えるときは、17,000 円) を 11,000 円に加算した額

(2) 前項第 2 号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の 2 分の 1 に相当する額 (その額に 100 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 前 2 項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、住居手当支給細則で定める。

(通勤手当)

第 32 条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路 (以下「交通機関等」という。) を利用してその運賃又は料金 (以下「運賃等」という。) を負担することを常例とする職員 (交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び第 3 号に掲げる職員を除く。)

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で、通勤手当支給細則で定めるもの (以下「自動車等」という。) を使用することを常例とする職員 (自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員 (交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道 2 キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる職員 支給単位期間 (以下この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として 6 か月を超えない範囲内で 1 か月を単位として通勤手当支給細則で定める期間 (自動車等に係る通勤手當にあっては、1 か月) をいう。) につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額 (以下「運賃等相当額」という。)。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額 (以下「1 か月当たりの

運賃等相当額」という。)が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

イ 自動車等の使用距離(以下この号において「使用距離」という。)が片道5km未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5km以上10km未満である職員	4,200円
ハ 使用距離が片道10km以上15km未満である職員	7,100円
ニ 使用距離が片道15km以上20km未満である職員	10,000円
ホ 使用距離が片道20km以上25km未満である職員	12,900円
ヘ 使用距離が片道25km以上30km未満である職員	15,800円
ト 使用距離が片道30km以上35km未満である職員	18,700円
チ 使用距離が片道35km以上40km未満である職員	21,600円
リ 使用距離が片道40km以上45km未満である職員	24,400円
ヌ 使用距離が片道45km以上50km未満である職員	26,200円
ル 使用距離が片道50km以上55km未満である職員	28,000円
ヲ 使用距離が片道55km以上60km未満である職員	29,800円
ワ 使用距離が片道60km以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して通勤手当支給細則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第1号に定める額、又は前号に定める額

3 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、所在する地域を異にする事業所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で通勤手当支給細則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして通勤手当支給細則で定める住居を含む。)から通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)でその利用が通勤手当支給細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを

利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当支給単位期間につき、通勤手当支給細則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの特別料金等2分の1相当額」という。）が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1か月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当前項の規定による額

4 前項の規定は、給与法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして通勤手当支給細則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等でその利用が通勤手当支給細則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して通勤手当支給細則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして通勤手当支給細則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 通勤手当は、支給単位期間（通勤手当支給細則で定める通勤手当にあっては、通勤手当支給細則で定める期間）に係る最初の月の通勤手当支給細則で定める日に支給する。

6 通勤手当を支給される職員につき、退職又は解雇その他の通勤手当支給細則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して通勤手当支給細則で定める額を返納させるものとする。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、通勤手当支給細則で定める。

(寒冷地手当)

第33条 寒冷地手当は、毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、別に定める地域に在勤する職員に支給する。

2 前項に規定するもののほか、寒冷地手当の支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給細則に定める。

(単身赴任手当)

第34条 事業所を異にする異動又は在勤する事業所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事業所の移転の直前の住居から当該異動又は事業所の移転の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業所に通勤することが、通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円（単身赴任手当支給細則で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下「交通距離」という。）が単身赴任手当支給細則で定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて単身赴任手当支給細則で定める額を加算した額）とする。

3 給与法適用職員等であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他単身赴任手当支給細則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業所に通勤することが通勤距離等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して単身赴任手当支給細則で定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして単身赴任手当支給細則で定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、単身赴任手当支給細則で定める。

(特殊勤務手当)

第35条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を俸給で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、特殊勤務手当支給細則で定める。

(特地勤務手当)

第36条 特地勤務手当は、別に定める地区に勤務する職員に支給する。

2 特地勤務手当の月額及び第28条に規定する地域調整手当との調整に関し必要な事項は特地勤務手当支給細則に定める。

第36条の2 職員が異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する事業所が別に定める地区であるときは、当該職員に対し、当該異動日から3年（当該異動の日から3年を経過する際、その職員が有する技術、経験等に照らし、3年を超えて引き続き在勤させが必要であると理事長が認めた職員にあっては、6年）に達するまで特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

2 前項により支給すべき月額は、特地勤務手当支給細則に定める。

(超過勤務手当)

第37条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務	100分の125
(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務	100分の135

2 前項の規定にかかわらず、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間が1か月について60時間を超えた場合、その超えた勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25乗じて得た額を前項の規定による額に加算した額を超過勤務手当として支給する。

3 第21条第1項に規定する管理職員には、前2項の規定による超過勤務手当は支給しない。

(深夜勤務手当)

第37条の2 正規の勤務時間を超えて午後10時から翌日午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25乗じて得た額を深夜勤務手当として支給する。

(夜勤手当)

第38条 正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25乗じて得た額を夜勤手当として支給する。

(超過勤務手当等の端数計算)

第39条 次の各号に掲げる額を算出する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

- (1) 第10条、第49条及び第50条の規定による勤務しない1時間につき減額する給与額
- (2) 第11条に規定する日割計算による給与額
- (3) 第37条第1項に規定する「勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じた割合を乗じて得た額」
- (4) 第37条第2項、第37条の2及び前条に規定する「勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額」

(宿日直手当)

第40条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次に掲げる額を宿日直手当として支給する。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に100分の50を乗じて得た額とする。

- (1) 入院患者の症状の急変等に対処するための医師の当直勤務

20,000円

- (2) 緊急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

6,800円

- (3) 特殊な安全管理を必要とする重粒子がん治療装置等施設の安全確保等のための当直勤務 8,700円

2 前項の勤務は第37条及び第38条の勤務には含まれないものとする。

(管理職員特別勤務手当)

第41条 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第1項に規定する場合、同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲において管理職員特別勤務手当支給細則で定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して管理職員特別勤務手当支給細則で定める勤務をした職員にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

- (2) 前項に規定する場合、同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において管理職員特別勤務手当支給細則で定める額とする。
- 4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、管理職員特別勤務手当支給細則で定める。

(期末手当)

第42条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第44条までにおいてこれらの人を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の期末・勤勉手当支給細則で定める日（次条及び第44条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（第46条第7項の規定の適用を受ける職員及び期末・勤勉手当支給細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の37.5、12月に支給する場合においては100分の225を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6か月	100分の100
(2) 5か月以上6か月未満	100分の80
(3) 3か月以上5か月未満	100分の60
(4) 3か月未満	100分の30

- 3 前項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき俸給の月額、職責手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、診療放射線技師調整手当、初任給調整手当及び扶養手当の月額並びに地域調整手当の月額の合計額とする。

- 4 研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの並びに同表以外の各俸給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各俸給表につき期末・勤勉手当支給細則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、俸給の月額、診療放射線技師調整手当並びにこれに対する地域調整手当の月額の合計額に職務の級等を考慮して期末・勤勉手当支給細則で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則に定める割合を乗じて得た額（期末・勤勉手当支給細則で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に俸給月額に100分の19を超えない範囲内で期末・勤勉手当支給細則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 5 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

第43条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第3号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規程第47条に規定する懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職し、又は解雇された職員（前号に掲げる者を除く。）で、その退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為につき懲戒解雇に相当する事実があったことが確認されたもの

第44条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）され、その判決が確定していない場合
- (2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき
- (3) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為につき、懲戒解雇に相当する事実があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき

2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）

を受けた者は、懲戒規程に規定する懲戒処分通知書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。

3 理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合
- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合
- (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- (4) 一時差止処分を受けたものがその者の在職期間中の行為につき懲戒解雇に相当する事実がないと判明した場合

4 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

5 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

6 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、期末・勤勉手当支給細則で定める。

(勤勉手当)

第45条 勤勉手当は、6月1日に在職する職員に対し、前年4月1日から当該年3月31日までにおけるその者の勤務成績及び6月1日以前1年間の勤務期間の区分に応じて、6月の期末・勤勉手当支給細則で定める日に支給する。6月1日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（期末・勤勉手当支給細則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に別に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員が6月1日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき俸給の月額、職責手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、診療放射線技師調整手当、初任給調整手当及び扶養手当並びに地域調整手当の月額の合計

額を加算した額に100分の187.5を乗じて得た額を超えてはならない。

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、6月1日現在において職員が受けるべき俸給の月額、職責手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、診療放射線技師調整手当、初任給調整手当及び扶養手当並びに地域調整手当の月額の合計額とする。
- 4 第42条第4項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において同条第4項中「前項」とあるのは、「第45条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第43条中「前条第1項」とあるのは、「第45条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第45条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは、「支給日（同項に規定する期末・勤勉手当支給細則で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

第3章 給与の特例

(休職者等の給与)

- 第46条 職員が業務上負傷し若しくは疾病にかかり、又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し若しくは疾病にかかり、長期の休養のため就業規程第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたとき又は病気休暇の承認を受けたときは、その期間中、これに給与の俸給、医師調整手当、診療放射線技師調整手当、専門看護手当、扶養手当、地域調整手当、住居手当及び寒冷地手当の全額を支給する。
- 2 職員が結核性疾患にかかり、長期の休養のため就業規程第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当（期末・勤勉手当支給細則で定めるところによる。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 3 職員が前2項以外の心身の故障により、長期の休養のため就業規程第39条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに俸給、扶養手当、地域調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当（期末・勤勉手当支給細則で定めるところによる。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。
 - 4 職員が就業規程第39条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当、地域調整手当、住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
 - 5 職員が就業規程第39条第1項第3号から第7号の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、休職者の給与細則で定めるところに従い、これに俸給、扶養手当、地域調整手当、住居手当、寒冷地手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給

することができる。

- 6 就業規程第39条第1項各号の規定により休職にされた職員には、別段の定めがない限り、前5項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。
- 7 第2項、第3項又は第5項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第42条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により期末・勤勉手当支給細則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、期末・勤勉手当支給細則で定める職員については、この限りでない。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第43条及び第44条の規定を準用する。この場合において、第43条中「前条第1項」とあるのは、「第46条第7項」と読み替えるものとする。

(派遣職員の給与等)

第47条 就業規程第39条第1項第4号の規定により国際機関、外国政府の機関等に派遣される職員（以下「派遣職員」という。）には、その派遣の期間中の給与（俸給、職責手当、初任給調整手当、医師調整手当、診療放射線技師調整手当、専門看護手当、主幹研究員手当、主任研究員手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当、寒冷地手当、期末手当及び勤勉手当をいう。）については、派遣先機関から支給される給与が、当該職員が当機構に在職しているものと仮定した場合に規程により得られる給与の額を下回る場合には、その不足額の範囲で支給することができる。

(育児休業又は配偶者同行休業をする職員の給与等)

第48条 就業規程第43条の規定による育児休業又は同規程第43条の2の規定による配偶者同行休業をしている期間中の職員の給与については、支給しない。

- 2 第42条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業又は配偶者同行休業をしている職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。
- 3 第45条第1項に規定する6月1日に育児休業又は配偶者同行休業をしている職員のうち、6月1日以前1年以内の期間において勤務した期間がある職員には、同項の規定にかかわらず、期末・勤勉手当支給細則で定めるところによる勤勉手当を支給する。
- 4 育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、当該育児休業をした期間に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、俸給月額を調整することができる。
- 5 配偶者同行休業育児休業をした職員が職務に復帰した場合は、俸給月額を調整することができる。

(介護休暇をする職員の給与等)

第49条 職員が、就業規程第43条に規定する介護休暇（以下「介護休暇」という。）の

承認を受けた場合には、第10条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 介護休暇のため引き続き勤務しなかった職員が再び勤務するに至ったときは、介護休暇期間の2分の1以下に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして俸給月額を調整することができる。

(部分休業をする職員の給与)

第50条 職員が、就業規程第43条に規定する部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

第2条 機構成立の際、国立研究開発法人放射線医学総合研究所(以下「旧研究所」という。)又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の在職期間の算定については、旧研究所と原子力機構の職員であった期間を機構の在職期間とみなす。

- 2 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に、本規程の給与の額について改正された場合は、平成28年3月31日以前に旧研究所又は原子力機構に在職していた職員の給与額についても、国立研究開発法人放射線医学総合研究所定年制職員給与規程(18規程第77号。以下「放医研給与規程」という。)又は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構職員給与規程(17(規程)第59号。以下「原子力機構給与規程」という。)の従前の例及び他法人の例に準じて改正されたものとみなし、当該改正されたとみなされた給与の額と平成28年3月31日以前に支払われた給与の額との調整を行うものとする。
- 3 平成28年4月1日(以下「切替日」という。)の前日から引き続き在職する旧研究所職員であって旧研究所の研究職・技術職俸給表及び事務職俸給表適用者における切替日の職務の級は、機構の成立の日の前日の職務の級を基に、原則として、下表に基づくものとし、その職員の職責等を考慮し個別に決定する。

平成28年4月以降		平成28年3月31日	
研究職・技術職・事務職俸給表	9級	旧研究所事務職俸給表	10級、9級
		旧研究所研究・技術職俸給表	6級
研究職・技術職・事務職俸給表	8級	旧研究所事務職俸給表	9級、8級、7級
		旧研究所研究・技術職俸給表	5級
研究職・技術職・事務職俸給表	7級	旧研究所事務職俸給表	8級、7級、6級

		旧研究所研究・技術職俸給表	5級
研究職・技術職・事務職俸給表	6級	旧研究所事務職俸給表	6級、5級
		旧研究所研究・技術職俸給表	5級、4級
研究職・技術職・事務職俸給表	5級	旧研究所事務職俸給表	4級、3級
		旧研究所研究・技術職俸給表	3級
研究職・技術職・事務職俸給表	4級	旧研究所事務職俸給表	3級、2級
		旧研究所研究・技術職俸給表	2級
研究職・技術職・事務職俸給表	3級	旧研究所事務職俸給表	2級
		旧研究所研究・技術職俸給表	2級
研究職・技術職・事務職俸給表	2級	旧研究所事務職俸給表	1級
		旧研究所研究・技術職俸給表	1級
研究職・技術職・事務職俸給表	1級	旧研究所事務職俸給表	1級
		旧研究所研究・技術職俸給表	1級

- 4 切替日における職務の級を定められる職員の切替日における号俸は、切替日の前日においてその者が受けていた俸給及び地域調整手当（準ずる手当を含む。）の額を考慮し個別に決定する。
- 5 前2項及び前3項の規定により切替日における級号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の第17条の規定の適用については、旧級号俸を受けていた期間を切替日における級号俸を受ける期間に通算する。
- 6 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号俸 197,100円

(機構の成立の日の前日に旧研究所又は原子力機構の職員であったものから機構の成立の日に引き続き職員となった者)

第3条 切替日の前日に原子力機構における本給の経過措置の支給を受けていた職員については、機構における俸給が原子力機構における平成27年4月1日の前日において受けていた本給月額に達するまでの間、その差額を俸給として支給する。

- 2 旧研究所研究職、技術職俸給表3級かつ放医研給与規程第26条第3項の規定による役職手当の支給を受けていた職員については、その者が6級に昇格するまでの間、第25条に規定する主任研究員手当との差額を支給する。ただし、放医研給与規程第26条第3項に規定する職員には、第37条の規定により算出した額が差額を超えるときに限り、その差額を減じた額を支給する。

なお、その差額は第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び地域調整手当の合計額に加算するものとする。

- 3 原子力機構給与規程第19条による研究手当の支給を受けていた職員については、そ

の者が6級に昇格するまでの間、第25条に規定する主任研究員手当との差額を支給する。なお、その差額は第13条及び第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び地域調整手当の合計額に加算するものとする。

4 放医研給与規程第25条の規定による俸給の調整額の支給を受けていた職員については以下に定めるところにより支給する。

(1) その者（第23条に規定する診療放射線技師調整手当を支給される職員は除く。）が、機構の成立の日の前日に受けている額を、機構の成立の日から1年を経過するまでの間支給する。ただし、同号職員における特殊勤務手当支給細則第3条による放射線業務手当については支給しない。

(2) その者（前号職員に規定する職員は除く。）は、第23条による診療放射線技師調整手当の額が、機構の成立の日の前日の放医研給与規程第25条の規定による俸給の調整額に達しないこととなるときは、新手当の額と旧手当の額の差額を支給する。

5 放医研給与規程第35条第3項及び第36条に規定による新幹線鉄道等の特別料金等及び単身赴任手当の支給を受けていた職員及び、原子力機構給与規程第32条第3項及び第34条に規定する新幹線鉄道等の特別料金等及び単身赴任手当の支給を受けていた職員については、機構の成立の日以後も同規定の職員たる要件を具備するときは、第32条第3項及び第34条に規定する新幹線鉄道等の特別料金等及び単身赴任手当を支給する。

6 機構成立の日に事業所を異にした職員のうち、第32条第3項及び第34条に規定する職員たる要件を具備するときは、同規定の新幹線鉄道等の特別料金等及び単身赴任手当を支給する。

7 機構成立の日の前日に原子力機構の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の第36条の2に規定する異動日については、原子力機構在籍時における異動日とみなす。

8 機構成立の日の前日に原子力機構の職員であった者で、引き続き機構の職員となった者の平成28年6月及び12月における第42条、第43条、第44条に規定する期末手当及び第45条に規定する勤勉手当については、原子力機構「職員給与規程」第34条に規定する期末手当の支給基準に置き換えて適用するものとする。

9 当分の間、職員（研究職・技術職・事務職俸給表の適用を受ける原子力機構の職員のうち、その職務の級が7級以上である者に限る。以下この項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 債給月額 当該特定職員の俸給月額に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 職責手当 当該特定職員の職責手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額

- (3) 特地勤務手当 当該特定職員の俸給月額に対する特地勤務手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (4) 特地勤務手当に準ずる手当 当該特定職員の俸給月額に対する特地勤務手当に準ずる手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (5) 地域調整手当 当該特定職員の俸給月額及び職責手当に対する地域調整手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額
- (6) 期末手当及び勤勉手当 基準日現在において当該特定職員が受けるべき期末手当及び勤勉手当の額に、100分の1.5を乗じて得た額
- (7) 第11条の規定により支給される給与の日額 当該特定職員に適用される第1号から第5号に定める額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額
- (8) 第13条の規定により支給される勤務1時間当たりの給与額 当該特定職員に適用される第1号から第5号に定める額を所定勤務時間の1年間における1月平均の時間数で除して得た額
- (9) 第46条第1項から第5項の規定により支給される給与は、第46条第1項から第5項の規定により支給される給与の額に、第1号、第5号及び第6号の定める割合を乗じて得た額とする。
- (10) 本項において算出した金額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。

附 則（平成28年12月1日）

（施行期日）

第1条 この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

（扶養手当の改正に伴う経過措置）

第2条 第26条第3項の規定にかかわらず、次の各項に掲げる期間における扶養手当の月額は、当該各項に定める月額に読み替えるものとする。

2 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	配偶者	扶養親族たる子及び 配偶者以外
全ての級	6,500円	13,000円	6,500円

ただし、職員に配偶者がない場合にあっては、扶養親族のうち1人については11,000円とする。

3 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	配偶者	扶養親族たる子及び 配偶者以外
--------------	---------	-----	--------------------

全ての級	8, 000円	10, 000円	6, 500円
------	---------	----------	---------

ただし、職員に配偶者がない場合にあっては、扶養親族たる子のうち1人については10, 000円、扶養親族たる子以外のうち1人については9, 000円とする。

4 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外
全ての級	10, 000円	6, 500円

5 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

適用する俸給表及び職務の級並びに扶養親族に応じ、下表のとおりとする。

(1) 研究職・技術職・事務職俸給表適用者

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外
7級以下	10, 000円	6, 500円
8級	10, 000円	3, 500円
9級	10, 000円	3, 500円

(2) 医療職俸給表(一)適用者

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外
3級以下	10, 000円	6, 500円
4級以上	10, 000円	3, 500円

(3) 医療職俸給表(二)適用者

扶養親族 職務の級	扶養親族たる子	扶養親族たる子以外
7級以下	10, 000円	6, 500円
8級	10, 000円	3, 500円

(平成28年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

第3条 平成28年12月に支給する期末手当については、第42条第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の217.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の227.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(平成28年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置)

第4条 平成28年6月に支給する勤勉手当については、第45条第2項中の規定にかかわらず、同項中「100分の172.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の162.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(大学卒採用職員の特例措置)

第5条 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号俸 198,800円

(給与の内払)

第6条 平成28年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則(平成29年4月1日)

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この規程の改正前の第21条第1項に規定する課長代理（課長代理と同等とみなされる職員を含む。）の職責手当の支給を受けていた職員については、この規程の施行の日から1年を経過するまでの間、次項から第10項までに定める給与及び手当を支給する。

2 職責手当の経過措置額として、月額32,500円を支給する。ただし、第21条第1項に規定する職責手当の支給を受ける職員については、職責手当の経過措置額は支給しない。

3 第11条第4項に規定する給与の日割計算等は、俸給及び諸手当並びに前条に定める職責手当の経過措置額を、当該月の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 第13条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、俸給及び諸手当の月額の合計額に職責手当の経過措置額を加算して得た月額の合計に12を乗じ、毎年4月1日を起算日とする年度の総勤務時間数で除して得た額とする。

5 第28条第1項に規定する地域調整手当は、俸給の月額及び諸手当の合計額に職責手当の経過措置額を加算して得た合計額に、同項に規定する支給割合を乗じて得た額を支給する。

6 第37条第1項の規定にかかわらず、超過勤務手当の額が職責手当の経過措置額を超えるときは、超過勤務手当の額と職責手当の経過措置額の差額を超過勤務手当として支給する。ただし、超過勤務手当の額が職責手当の経過措置額を超えない場合には、職責手当の経過措置額に超過勤務手当を含むものとして支給する。

7 第42条第3項に規定する期末手当基礎額は、俸給の月額及び諸手当の合計額に職責手当の経過措置額を加算して得た合計額とする。

- 8 第45条第2項に規定する勤勉手当の額の総額は、俸給の月額及び諸手当の合計額に職責手当の経過措置額を加算して得た合計額に100分の172.5を乗じて得た額を超えてはならない。
- 9 第45条第3項に規定する勤勉手当基礎額は、俸給の月額及び諸手当の合計額に職責手当の経過措置額を加算して得た合計額とする。
- 10 第47条に規定する派遣職員の給与等は、派遣の期間中の給与の合計額に職責手当の経過措置額を加算して得た合計額とする。

附 則（平成30年2月1日 29（規程）第88号）
 （施行期日）

第1条 この規程は、平成30年2月1日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

第2条 第42条第2項の規定にかかわらず、平成29年12月に支給する期末手当については、同項中「100分の217.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の227.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（平成29年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置）

第3条 第45条第2項中の規定にかかわらず、平成29年6月に支給する勤勉手当については、同項中「100分の182.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の172.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（大学卒採用職員の特例措置）

第4条 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号俸 200,000円

（給与の内払）

第5条 平成29年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

（減額措置の廃止）

第6条 附則（平成28年4月1日）第3条第9項に規定する減額措置は、平成30年3月31日をもって廃止する。

附 則（平成30年12月1日 30（規程）第40号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年12月1日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

(大学卒採用職員の特例措置)

第2条 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号俸 201, 700円

(給与の内払)

第3条 平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則（平成31年4月1日 31（規程）第5号）

(施行期日)

第1条 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(宿日直手当に関する経過措置)

第2条 平成30年4月1日からこの規程の施行日の前日までの間に職員に支払われた宿日直手当は、この規程による宿日直手当の内払とみなす。

附 則（令和元年12月1日 令01（規程）第14号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和元年12月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

(大学卒採用職員の特例措置)

第2条 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号俸 203, 200円

(令和元年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

第3条 第42条第2項の規定にかかわらず、令和元年12月に支給する期末手当については、同項中「100分の225を乗じて得た額」とあるのは、「100分の227.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(令和元年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置)

第4条 第45条第2項中の規定にかかわらず、令和元年6月に支給する勤勉手当については、同項中「100分の185を乗じて得た額」とあるのは、「100分の182.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

第5条 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和2年4月1日 令02（規程）第9号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年4月1日から施行し、第40条については平成31年4月1日から適用する。

(住居手当に関する経過措置)

第2条 この規程の施行の日（以下本条において「施行日」という。）の前日において第31条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える職員であつて、施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け、家賃を支払っている者のうち、次の各号のいずれかに該当する者（宿舎管理規程の規定により宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員、公務員宿舎等に入居している職員その他住居手当支給細則で定める職員を除く。）に対しては、施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第31条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲内で、改正後の第31条第2項の規定により算出される住居手当の月額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

- (1) 改正後の第31条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- (2) 旧手当額から改正後の第31条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員

(宿日直手当の内払)

第3条 平成31年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた宿日直手当は、この規程による宿日直手当の内払とみなす。

附 則（令和2年12月1日 令02（規程）第27号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和2年12月1日から施行する。

(令和2年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

第2条 第42条第2項の規定にかかわらず、令和2年12月に支給する期末手当については、同項中「100分の222.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の220.0を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

附 則（令和3月4月1日 令03（規程）第19号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月23日 令04（規程）第13号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年6月23日から施行し、令和4年6月1日から適用する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

第2条 第42条第2項から第5項まで若しくは第46条第1項から第5項若しくは第7項の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する期末手当の額については、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

附 則（令和4年12月1日 令04（規程）第30号）

（施行期日）

第1条 この規程は、令和4年12月1日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

第2条 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。

2級6号俸 206, 200円

(令和4年12月に支給する期末手当に関する経過措置)

第3条 第42条第2項の規定にかかわらず、令和4年12月に支給する期末手当については、同項中「100分の220を乗じて得た額」とあるのは、「100分の225を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(令和4年6月に支給する勤勉手当に関する経過措置)

第4条 第45条第2項中の規定にかかわらず、令和4年6月に支給する勤勉手当については、同項中「100分の182.5を乗じて得た額」とあるのは、「100分の177.5を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

第5条 令和4年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和5年4月1日 令05（規程）第21号）

(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年4月1日から適用する。

(職員（医療職俸給表（一）の適用を受ける職員を除く。）が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の俸給月額等)

第2条 当分の間、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 当分の間、当該職員の第26条第3項で掲げる表の職務の級の適用については、前項で適用される俸給表の職務の級にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 研究職・技術職・事務職俸給表適用者：7級以下
- (2) 医療職俸給表（一）適用者：3級以下
- (3) 医療職俸給表（二）適用者：7級以下
- (4) 医療職俸給表（三）適用者：7級以下

(管理監督者勤務上限年齢到達後の職員を引き続き同一の管理監督者として勤務させる場合の取扱細則（令05（細則）第21号）第2条各号の適用者が適用除外となった日以後の俸給月額等)

第3条 当分の間、管理監督職勤務上限年齢到達後の職員を引き続き同一の管理監督職として勤務させる場合の取扱細則（令05（細則）第21号）第2条各号の規定の適用除外となった日以後の当該職員に適用される俸給表の職務の級及び号俸に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

2 当分の間、当該職員の第26条第3項で掲げる表の職務の級の適用については、前項で適用される俸給表の職務の級にかかわらず、以下のとおりとする。

- (1) 研究職・技術職・事務職俸給表適用者：7級以下

- (2) 医療職俸給表（一）適用者：3級以下
- (3) 医療職俸給表（二）適用者：7級以下
- (4) 医療職俸給表（三）適用者：7級以下

附 則（令和5年12月1日 令05（規程）第46号）
(施行期日)

第1条 この規程は、令和5年12月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（大学卒採用職員の特例措置）

第2条 大学卒採用職員のうち、次に掲げる号給を受ける者の俸給月額は、当分の間、別表第1にかかわらず、次に定める額とする。2級6号俸 217,200円

（令和5年12月に支給する期末手当に関する経過措置）

第3条 第42条第2項の規定にかかわらず、令和5年12月に支給する期末手当については、同項中「100分の225を乗じて得た額」とあるのは、「100分の230を乗じて得た額」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

第4条 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和6年1月1日 令05（規程）第49号）
(施行期日)

第1条 この規程は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 令和5年4月1日からこの規程の施行の日の前日までの間に職員に支払われた給与は、この規程による給与の内払とみなす。